

テレビCM素材搬入基準 「音声レベル運用規準」の適用について

2012年6月



目次

- ✓ テレビ音声の課題
- ✓ 現行のテレビCM素材搬入基準
- ✓ 現行運用規準の限界
- ✓ 解決策としてのラウドネス
- ✓ ラウドネス値を用いた新運用規準
- ✓ テレビCM素材搬入基準への適用内容
- ✓ 適用スケジュール
- ✓ 規準外CM素材の調整期間における運用ルール案

テレビ音声の課題

- テレビを見ていてこんな経験は？

CMに入ると急に音が大きく聞こえる。

チャンネルを変えたら、
ニュースのアナウンサーの声
が小さくて聞きづらかった。

シャカシャカ音が
気になる。

テレビ音声の課題

- 理想はシンプル

視聴者がテレビのボリュームを動かさなくてよいこと

- 音量差を感じる場面

- ✓ 番組と番組間
- ✓ 番組とCM間
- ✓ 放送局間

テレビ音声の課題

● 音量差を感じる原因

- ✓ 視聴環境
- ✓ 受信機の仕様
- ✓ 個人差
- ✓ 年齢差
- ✓ 5.1chサラウンドのダウンミックス
- ✓ 大きいことはいいことだとする風潮
- ✓ アナログ放送とデジタル放送の違い
- ✓ 現行規準のあいまいさ

原因が分散しており、いろいろなパートで音量を合わせることに意識しないといけない。

■ 現行のテレビCM素材搬入基準

- 現行の運用規準

CM本編の音声レベルは
「0VUレベル(-20dBFS)」を厳守

【VUとは？】

音量の指標であり、VUメータという電圧計で計測された電気信号大きさ。



現行運用規準の限界

- 人間の耳は周波数特性（低音より高音の方が大きく聞こえる等）を持っているため、実際に感じる「音の大きさ」とVUメータの測定値とは、必ずしも一致しない。
 - ✓ 音量感にばらつきが出てしまう。
- アナログなメータの為、読み取り誤差がある。
- 瞬間の値は測定できるが、平均レベルは計測できない。
 - ✓ 素材ごとの測定が曖昧になってしまう。

ばらつきのない素材搬入を実現するには、
人間の聴感特性に沿った、明確な運用規準が必要。

解決策としてのラウドネス

同じ指標の必要性から、**世界的**に標準化の流れに。下記略歴。

- 【1990年代】
 - ・ITU-R(国際電気通信連合・無線通信部門)にて音量差問題解決に向けた**議論が1990年代に開始**される。
- 【2004年】
 - ・ARIB(電波産業会)スタジオ設備開発部会スタジオ音声作業班発足。
 - ・ITU-R提案のラウドネス測定アルゴリズムの評価実験
- 【2006年】
 - ・ITU-Rの勧告としてラウドネス測定アルゴリズムとラウドネスメータの要求要件を策定。**米国(2009)、欧州(2010)においても**関係規定を整備。
- 【2011年3月】
 - ・日本国内においても、ITU-Rの国際勧告に準拠する形で、ARIB(電波産業会)が、「デジタルテレビ放送番組におけるラウドネス運用規定」を整備。
- 【2011年5月】
 - ・ARIB規準に準拠した民放連技術規準「テレビ放送における音声レベル運用規準」を策定。

約20年前から議論されてきた
グローバルスタンダードな規準が、「**ラウドネス**」である。

ラウドネス値を用いた新運用規準

- 新運用規準により変わること。

- ✓ ラウドネス値による測定で、**人間の聴感特性を加味した**
「音の大きさ」を表示することができる。

⇒人間の耳の周波数特性による音量感のばらつきを解決。

- ✓ 1つの素材につき、1つの「平均ラウドネス値」が決定されることから
明確な数値規準となる。

⇒VUメータによる測定のあいまいさを解決。

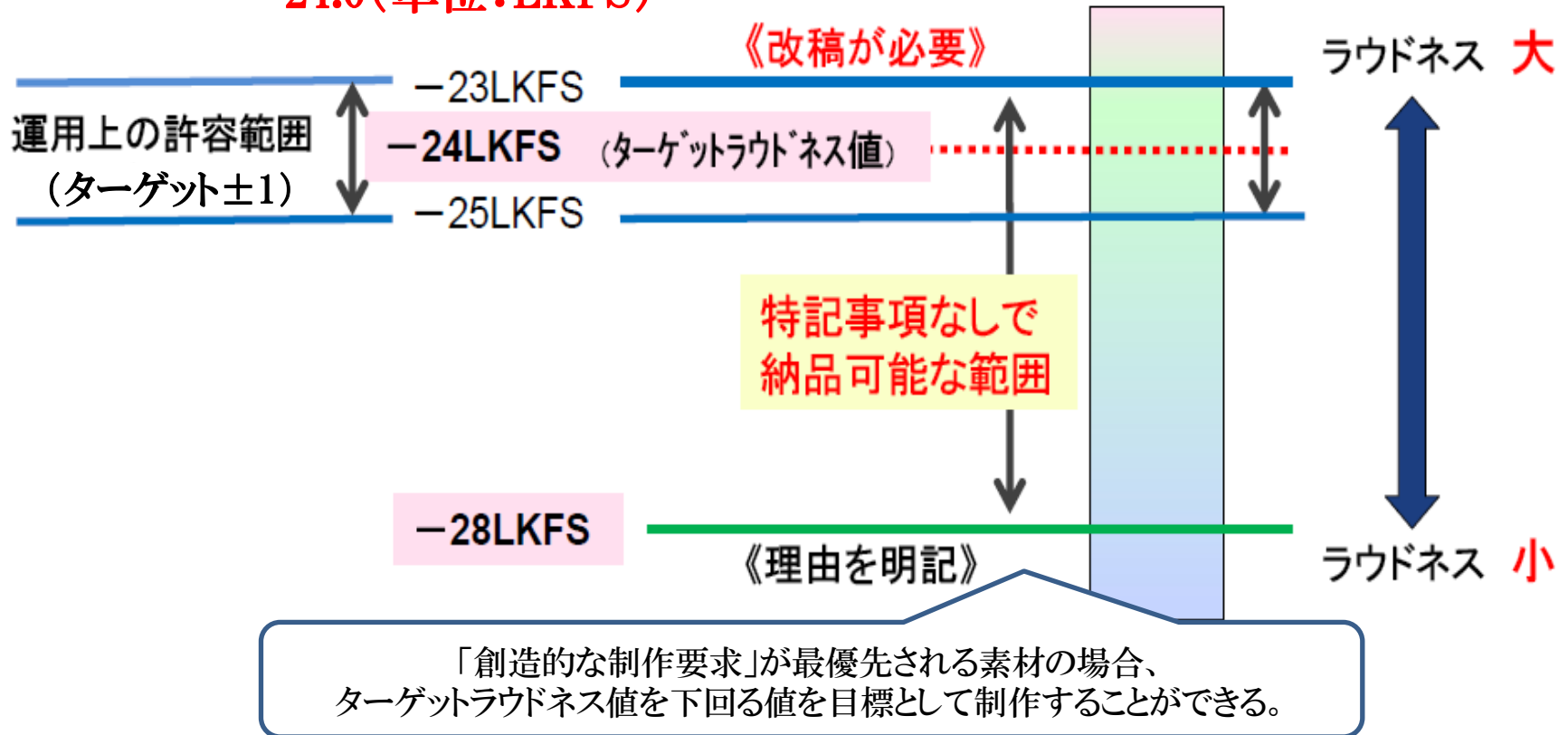
音量感にばらつきのない素材搬入を実現。

テレビCM素材搬入基準への適用内容

● 具体的な運用規準イメージ

✓ ターゲットラウドネス値(目標とする平均ラウドネス値)

= **-24.0(単位:LKFS)**



但し、平成24年4月27日付けで日本広告業協会・日本アド・コンテンツ制作社連盟・日本ポストプロダクション協会が、CM制作における-24.0LKFS遵守の申し合わせ【参考資料】をしています。

テレビCM素材搬入基準への適用内容

民放連技術規準「テレビ放送における音声レベル運用規準」に従い、CM制作時に目標とする平均ラウドネス値を-24.0LKFSとする。

「CM記録票」に必ずラウドネスメータにより測定された平均ラウドネス値もしくは「適合判定ソフト」による判定結果を記入する。

平均ラウドネス値が-28.0LKFSを下回るか「適合判定ソフト」の判定結果が「Low」の場合の理由も記入する。

※「適合判定ソフト」は民放連より無償提供される簡易チェックソフト

その他、罰則規定ではないが

- ・ピークレベル値
- ・適切な範囲内のダイナミックレンジ

の規定についても適用される。（後述）

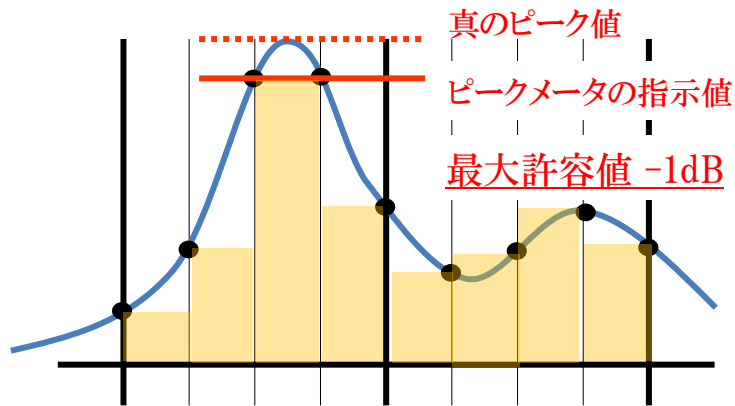
テレビCM素材搬入基準への適用内容

● その他の規定(罰則規定ではない)

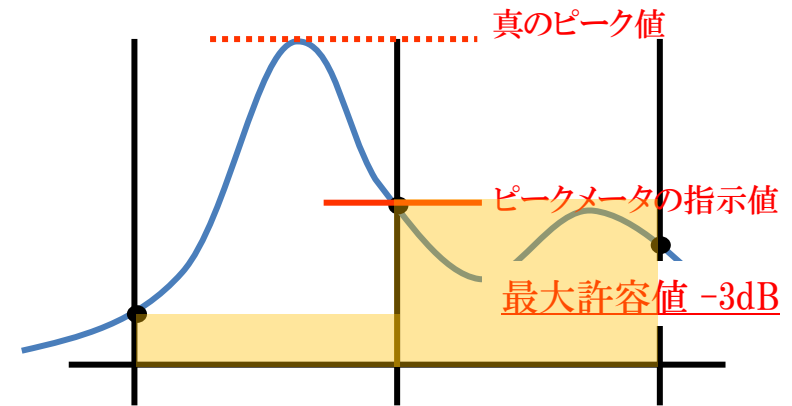
✓ ピークレベル

- ・ 「トゥルーピーク値」で規定： -1dBTP を上限
- ・ 従来のサンプルピークメータでは -3dBFS を上限

トゥルーピークメータ



サンプルピークメータ

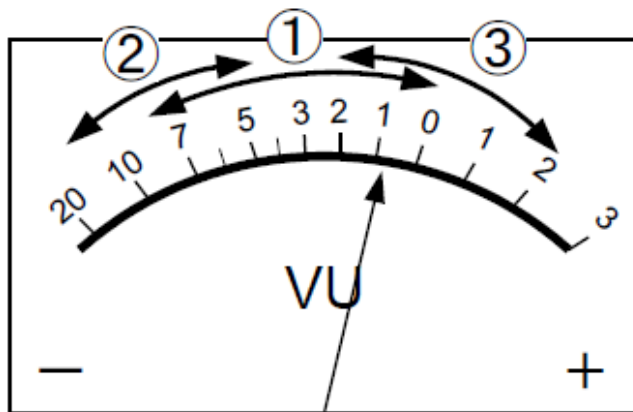


テレビCM素材搬入基準への適用内容

● その他の規定(罰則規定ではない)

✓ ダイナミックレンジ(最小値と最大値の比率)

- VU計を併用し、メータの振れが +3VUを超えないこと
- 適切なダイナミックレンジに収まるように調整すること



ダイナミックレンジの推奨範囲

- ① 通常のアナウンスコメント
- ② ささやきなどの小声
- ③ スポーツ実況などでの絶叫

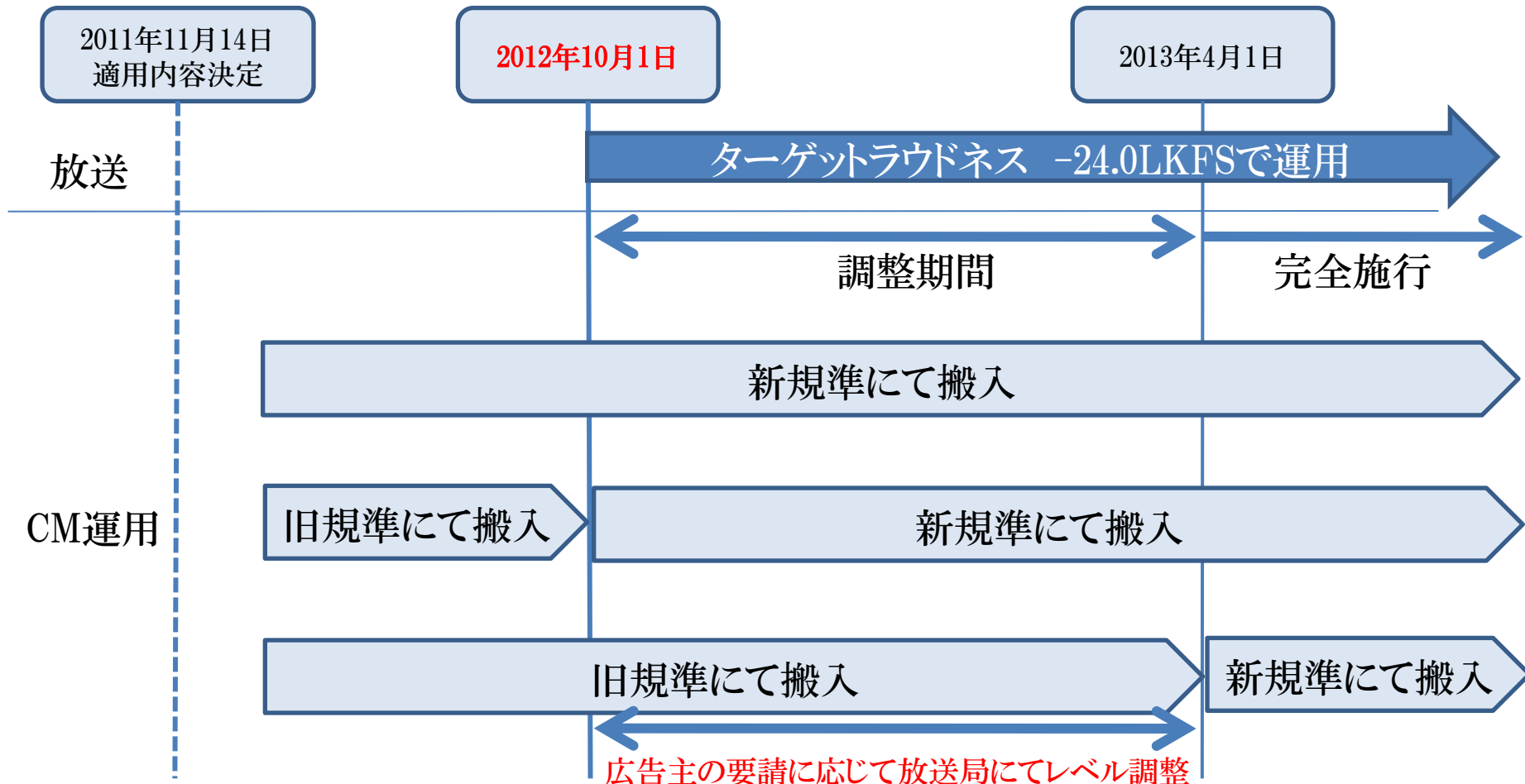
+3VUを上回る大音量は視聴者に不快感を与えるため要注意。

適用スケジュール

● 適用開始日

✓ 2012年10月1日(月)以降に放送されるすべてのCM素材に適用。

※音声レベル規準外のCMは、放送されません。



規準外CM素材の調整期間における運用ルール①

- ・2012年10月1日以降OAされるCM素材は、新規規準外では搬入できません。
ただし、
- ・調整期間中の規準外のCM素材は、広告主より要請があれば、各放送局で、機械的に音声ラウドネス規準内に音声レベルを調整し、OAすることができます。

※対象のCM素材：2012/10/1～2013/3/31にOAのCM素材

【具体的運用ルール】

①新しい音声レベルの規準内のCM素材

平均ラウドネス値(あるいは判定ソフト結果)をCM記録票だけでなく、CM素材のケース用カード側面(CM素材を入れているケースの外側に貼りつけているカードの特記事項欄(新たな欄も可))に記載してください。

②新しい音声レベルの規準外のCM素材

CM素材のケース用カード側面に、平均ラウドネス値(あるいは判定ソフト結果)の記載のないCM素材は、在局素材も含め、広告主からの音声レベルの調整依頼があるものとして扱います。

※平均ラウドネス値の表記について

＜広告主からの要請＞は、CM素材のケース用カードに記載の有無だけで判別を行います。

CM素材クレジット・CM素材本体シールなどへの記載の有無は問いません。

注意1) 平均ラウドネス値は、小数第一位まで表記する。

注意2) テレビCM素材搬入基準では、CM記録票へ平均ラウドネス値を記載することになっています。

※CM素材自体を規準内にレベル調整するものではありません。

CMバンクに格納する際、音量を機械的に調整するのみで、ナレーションや音楽の音のバランスの調整はできません。

規準外CM素材の調整期間における運用ルール②

調整期間における＜平均ラウドネス値＞の記載について

- ①平均ラウドネス値測定の結果、規準内であった場合、
ケース用カードに、下記の通り記載する。

例

素材広告主名	○ ○ ○ ○ ○
CM素材名	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
10桁CMコード	× × × × × × × × × ×
秒数	○○秒
音声種別	ステレオ(あるいはモノラル)

「特記事項」もしくは
新たな欄を設け
平均ラウドネス値
(少数第一位まで)
を記載

任意記載事項

商品名	
制作広告会社名	
制作会社名	
特記事項	平均ラウドネス値 - 24.0LKFS (あるいは判定ソフト結果 適合)
平均ラウドネス値 (あるいは判定ソフト結果)	-24.0 LKFS (あるいは 適合)

- ②平均ラウドネス値測定の結果、規準外であった場合、

ケース用カードに、平均ラウドネス値や判定ソフト結果を記載しない。

⇒広告主の要請ありとして、放送局で機械的に音声レベルを基準内に調整

ダミーサンプルCMによる比較

(株)電通CRプランニング・マネジメント局
クリエイティブプランニング・マネジメント部長

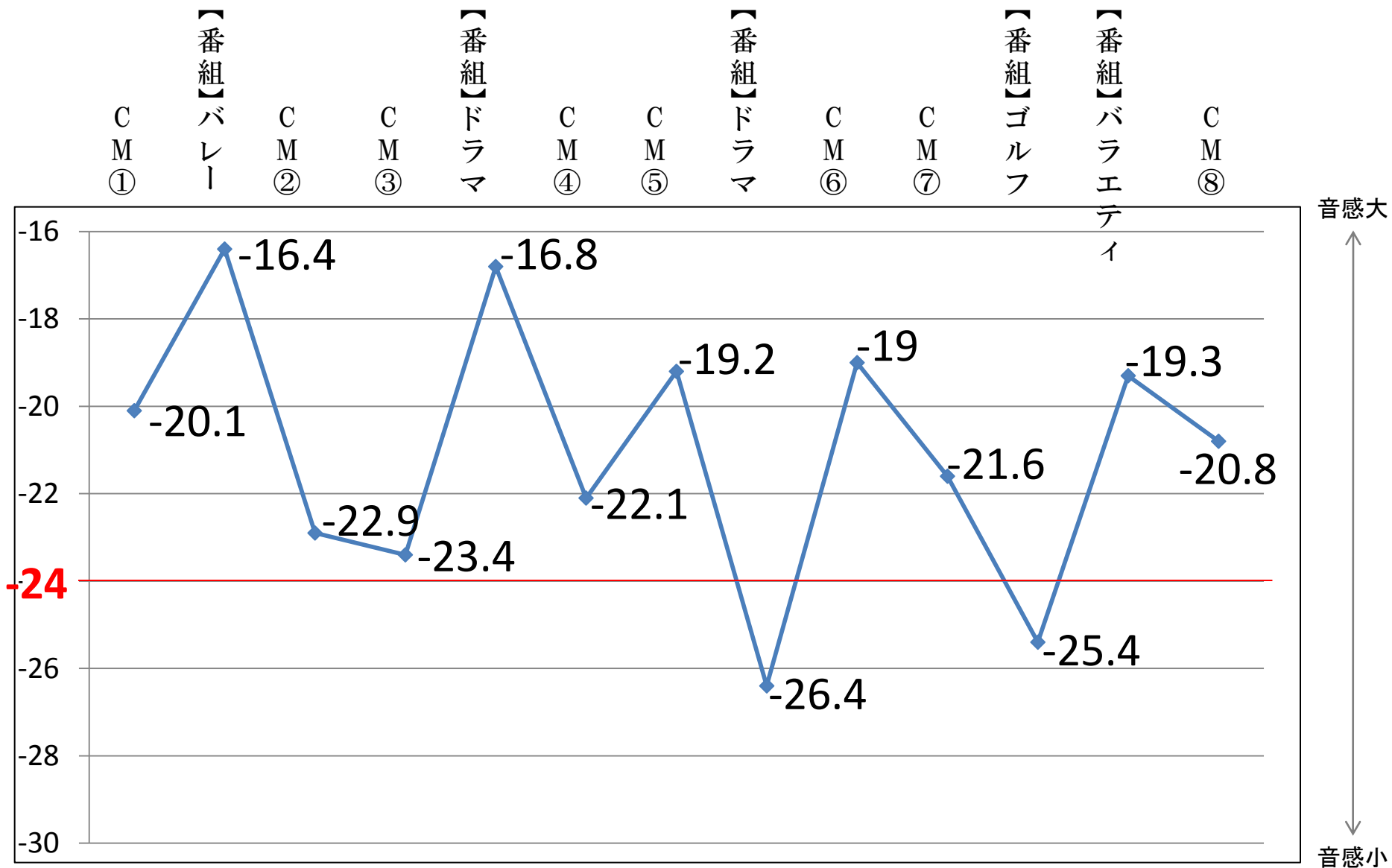
沼澤 忍

(JAAA CM制作取引小委員長)

現行規準による番組とCMをつなげたサンプルです。
お聴き下さい。

※番組音声については本日限りで許諾を得ています。

このように非常にばらつきのある状態となっています。



続いて、ラウドネス規準でMAした番組とCMサンプルをお聴き下さい。

※番組音声については本日限りで許諾を得ています。

ラウドネスによる新規準に基づき、
平均ラウドネス値で-24LKFSとし
ばらつきをなくしています。

3タイプのCMを比較します。

①ターゲットラウドネス値-24LKFSを意識して音づくりをしたCM

⇒音素材各パーツを組み直しています。

②現行の規準でのCM

⇒今まで通りのCMです。

③現行規準でのCMを、放送局で機械的に調整したとの仮定に基づくCM

⇒単純に2)の現行状態のCMを自動調整しただけです。

①と③はいずれもターゲットラウドネス(-24LKFS)を守っていますが、違いが分かりますか？

JAC制作のデモCM 4タイプ×3 もお聴きください。

A「家電量販店」	= - 17.9 LKFS
B「保険／ストーリーもの」	= - 19.7
C「車・サーキット」	= - 18.9
D「ビール」	= - 19.1

①「現行規準の音」

⇒今まで通りのCMです。

②「それを局で下げた音」

⇒単純に2)の現行状態のCMを機械的に調整しただけです。

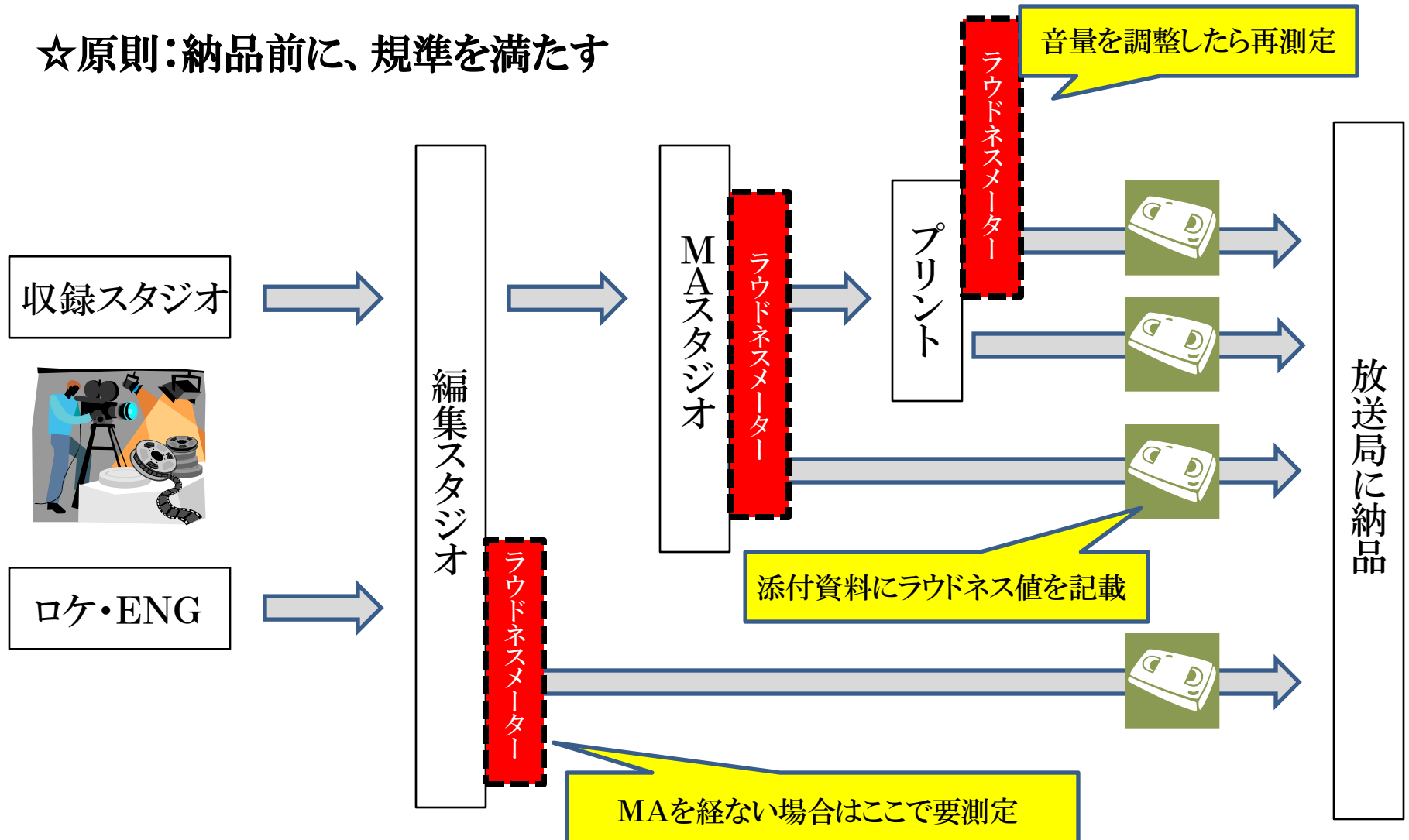
③「ラウドネスを意識したMAの音」

⇒音素材各パーツを組み直しています。

※最後にご案内しますが、JACから6月中旬に
このデモCM及びラウドネス解説・ミキサーコメント等を収録したDVDが発売されます！

運用イメージ：CM制作プロダクション編

☆原則：納品前に、規準を満たす



CM企画制作と「ラウドネス LKFS」①

今後、具体的にCMの編集MAを通じた制作経験を積むことで、新たな発見知見があると考えます。が、私たちは、これまでの関係者との協議・会議・研究を通じて以下の様にとらえています。

■ 当分制作上の試行錯誤はあるにせよ、MA手法を大きく変更する必要はない。

➡ むしろ、これまでより「メーター」感覚の精度がアップし、テレビ上の音コンテンツ共通の規準が生まれ、合理的環境になった。業界が揃って、ナチュラルな音場づくりをすることが求められ、バランス良い音にすればするほど問題がなくなっていく。

■ ラウドネス値というヒトが感じる「音量感」に基づいた制作環境になる。

➡ 同じ規準に則した公平性が初めて生まれ、映像制作(番組もCMも)に安心して集中できる環境が整備される。視聴者にとって「聞きやすい」環境下、音の大きさではなく、内容で競っていく時代になる。

CM企画制作と「ラウドネス LKFS」②

- アナログ電圧計VUメーターによる瞬間値・読み取り誤差による音量感ばらつき時代、VUメーターだけが判断規準時代の終焉。

- ➡ 1素材1「平均ラウドネス値」によるヒトの聴感特性に基づく大きさ表示=明確な測定数字を常に添付する客観性の時代へ。
- ➡ CM15秒30秒の平均ラウドネス値規定が守られれば良く、音場ミキシング表現の自由度は明らかに向上する。VUメーターと、ラウドネスメーターが良き共存をしていく時代へ。

- ゼロVUにはしたがVUメーターに出ない高域を持ち上げたり、音量感を高めるためにハードなコンプレッションにしたり・・・「音づくりを派手にする手練手管」に労力を注いでも、番組もCMも無駄な時代へ。

- ➡ 「自然な音感作り」が主眼となり、結果的に視聴者に対して音質向上につながるはず。

- テレビ音声において、日本国内(民放・NHK)のみならず、グローバルに通用する基準が誕生した。

- ➡ グローバル企業のグローバル汎用CM制作や海外広告賞参加の場合に大きなメリット。

ラウドネスこれまでのFAQ 2012/6

FAQ

◆CR制作関連①

Q)CMの測定区間は？

A)15秒CMは冒頭から15秒後まで、30秒CMは冒頭から30秒後まで、常に冒頭から末尾までです。

Q)CM制作会社もラウドネスメーターを備えるべきか？

A)基本的にはポストプロ作業で必要なものです。CMは添付書類に測定値を明記するルールですから、MA室(場合によっては編集室も)に必須となります。このため、ポストプロ作業も内製化しているCM制作会社の場合は必要となります。

Q)現行のCMは、新規準でみるとどうなのか？どの程度のCMが規準外になるのか、数量的な資料はないか？

A)具体的にどの程度かはケースバイケースとしか言えず、持ち合わせていません。CM制作会社に相談し、数値の確認や、現在のCMを試しに新規準でMAしてみるとか、いろいろ今後の実際の制作段階で試みていただけないでしょうか。

FAQ

◆CR制作関連②

Q)今後、CMが聞きやすくなるとのことだが、どういうことか？

A)CMの音作りで、これまでは音を目立たせる為に「シャキシャキ」させるなどの様々なテクニックを使っていました。が、今後は高いラウドネス値になるシャキシャキ音ではなく、加工しないナチュラルな音作り中心になり、CM全般がより聞きやすくなると考えています。

Q)要は、-23.0から-28.0LKFSにおさめれば良いのか？

A) CMは、-24.0LKFSを上限として制作をしてください。

民放連の番組を含めた規定では-23.0から-28.0LKFSですが、CM制作に関わるJAAA・JAC・JPPA3団体では、CMにおいては、平均ラウドネス値=-24.0LKFSを上限とする取り決めをしています。

<参考>

ターゲット平均ラウドネス値=-24.0LKFSに対し、±1LKFSの許容範囲は、生番組でリアルタイムで調整が必要なケースや、測定誤差を想定して設けています。

FAQ

◆CR制作関連③

Q)例えば最初や最後に音声的にインパクトをもっていきたい。瞬間的なラウドネス値は、-23.0LKFSを超えても良いのか？

A)あくまでも平均が規準内であればOKです。

ターゲット平均ラウドネス値=-24.0LKFSでCM制作をお願いします。罰則規定はありませんが、「トゥルーピーク」という音の大きさの上限規定や「ダイネミックレンジ」という音の電圧の幅には規定があります。これらを越えるような極端な音作りをすると視聴者が不快に感じることもあるので、極端な音作りは避けて頂きたいのです。

Q)無音を設け、大きな音をどこかに集中して出すことは可能か？

A)無音は、平均ラウドネス値にカウントされません。

アドホックな技術的検証では、極端なピークをつくってしまうと、平均値を上げることになるから、その他の部分は、蚊の鳴くような音しかだせないそうです。従って実質的でないと考えます。

FAQ

◆CR制作関連④

Q)演出の意図的に静かなCMを作るのだが？

A) 平均ラウドネス値が、-23.0LKFS～-28.0LKFSの範囲であれば特記事項なく納品可能。

-28.0LKFSを下回った場合は、規準外CMとなりますが、意図的に静かなCMにしている旨をCM記録票に記載されていれば納品可能です。

※2013/3/31までの調整期間中は、ケース用カードにも意図的に静かなCMにしている旨を記載をしてください。

Q)新規準に則した15秒CMを二本つないで30秒CMを作る。この場合は30秒全体のラウドネス値を計測する必要があるか？

A) 新作扱いです。改めて新規準を満たしているか計測してください。

Q)ラウドネスメータの機器によっても測定誤差は生じるのか？

A) 測定アルゴリズム自体は世界標準だが、機器の個体差や、自動測定・手動測定といった測り方の違いなどで誤差が生じる可能性もある。

FAQ

◆運用関連①

Q)2012/10/1から6ヶ月間は新旧規準が混在するのか？

A)この期間は新規準を満たさないCM素材であっても、広告主から要請があれば放送局にて音声レベル調整をしてもらいOAすることができます。

従って、新規準外CMが放送されることはありません。

が、10/1以降OAのCM素材についてはクオリティ維持の面からも早めの現場対応をお願いします。

Q)調整期間は規準外CMを放送局で調整とのことだが？

A)全体の音量調整により数値上適正值に合わせることができるが、制作意図と異なる聞こえ方となる可能性があります。

FAQ

◆運用関連②

Q)2012/10/1をまたいだキャンペーンCMを制作するのだが？

A)またぐ期間及び制作仕上げのタイミングによりますが、下記3つが考えられます。

①あらかじめ新規準で制作

②前後2素材準備

③10/1以降は広告主要請による放送局側での調整を求める

⇒②の場合はプリント費用が純増しますので、①をお勧めいたします。

⇒恐らく主要なポスプロでは12年夏ごろにはメーターの準備が整うと想定しています。

Q)11年度制作の企業CMで、2012/10/1以降も継続して番組でOAするのだが？

A)前述のように放送局側で音声レベル調整を致しますが、規準に則した音声改訂MAをお勧めします。

また、2013/4/1以降も使用する場合は、規準外CMは搬入できませんので、ご留意ください。

FAQ

◆運用関連③

Q)関係各所(広告主、放送局、制作会社、ポスプロ)への説明はどう行われるのか？

A)JAAA・JAC・JPPAが民放連と協力し、各所で説明会を行ってきました。

各団体が相互に連携を取りながら、東京・大阪・名古屋でも説明会を実施しましたし、アドタイザーズ協会電波委員会への説明も行いました。

本日まで出席の皆さまも、社内・関係各社への周知をご協力お願い致します。

Q)新規準に則したCMで納品すると、9月30日までのOA期間では、既存の規準のCMと混在するはず。音量面で差が出ないか？

A)CMは内容が様々ですので、一概に申し上げられません。ですが、既に新規準で納品されたCMもOAされており、モニターして視聴したところ、音量面では大きな差はないように感じています。また広告主から、今のところ音量面でのOA上で差が出ている、というご意見もいただいております。

FAQ

◆運用関連④

Q)改訂した場合の10桁CMコードとCM素材名は？

A)「新たな10桁コードの発番」が必要です。「CM素材名」も新CM素材として判断できるよう修正することが望ましいです。

**Q)調整期間中、規準外CM素材を放送局で機械的に音声レベルを調整し、
放送されるCM素材の「10桁CMコード」はどうなるのか？**

CM素材自体の音声レベルを調整するのではなく、CMバンク登録時に音声レベルを規準内に調整します。従って10桁CMコードは変わりません。

Q)通販の素材については適用されるのか？

A)番組扱いの長尺素材含め、放送素材すべてが規準の対象となります。

なお、2013/3/31までの調整期間は、放送局がCM扱いとする素材に適用されるルールです。

FAQ

◆運用関連⑤

Q)2013/4/1本格実施以降は、規格外CMは搬入できないか？

A)搬入できません。

テレビCM搬入基準に準拠していません。

Q)広告主要請により、放送局で自動調整する場合、CM搬入日は、
通常のスケジュールで良いか？

A)通常通りです。東京局は中3日、その他局は支社で中4日です。

Q)生番組の音声ラウドネスはどうするのか？

A)マスターの手前の中継車で調整をおこなうそうです。

バレーボールなど、女の子の声援が大きな生番組は、声援の声を低くするなど、
演出上の制限やマイクの位置の工夫等が必要になるかもしれないとのことです。

FAQ

◆運用関連⑥

Q)BS、CSは対象となるのか？

A)民放連の規準となりますので、民放連加盟社が対象となります。
地上波テレビ社とBSテレビ社です。

Q)ラジオは対象となるのか？

A)対象外です。

Q)10月1日以降、広告主要請による調整を求め、2013年4月1日までに在局素材の
MA改訂をしなかったらどうなるのか？

A)2013年4月1日以降は、OAが出来なくなります。そのような事態にならぬよう、
早めに広告主・広告会社・制作会社で検討をお願いします。

Q)平均ラウドネスの規準内でCMを制作したが、放送局から規準外CMの
不備素材との指摘を受けた。不備素材となってしまうのでしょうか？

A)各放送局におけるラウドネス測定値が＜正＞となります。

従って、指摘をした放送局においては、不備素材となります。

FAQ

◆運用関連⑦

Q)番組制作もCM制作も行っているのだが、10月1日以前に制作した番組の再放送の場合はどうなるのか？

A)各放送局にお問い合わせください。局によって音声調整の技術方式や対応方法が異なるため、個別にご確認ください。団体向けの説明会は行わないそうです。

Q)CM素材搬入基準の改訂版はいつ発行されるのか？

A)2011年5月版が最新で、音声レベル運用規準の改訂については11月14日決定の文書をもって補足とし、基準そのものは改訂しません。

Q)現行規準の0VU上限というルールは外れるのか？

A)外れます。VUメータに関しては罰則規定ではないが、上限+3VUとなる

Q)5.1chCMについては、上限-22.0LKFSということで良いか？

A)測定誤差を考慮し、JPPAとしては-22.2LKFSを上限とするガイドラインを作る予定です。

FAQ

◆運用関連⑧

Q)ピークレベルの規定を超えた場合はどうなるのか？

A)罰則規定はありません。ただし、音が飛んだり、「ピッ」といったノイズが発生する可能性はあるそうです。

Q)適合判定ソフトの結果はどうように出るのか？

A) -23.0LKFSを上回る ⇒ OVER
-23.0LKFS～-28.0LKFS ⇒ 適合
-28.0LKFSを下回る ⇒ LOW

最後に

私たち説明会チームは2012/10/1の導入までの期間も引き続き、説明及び実際の制作上の課題のクリアの検討を続けて行きます。

民放連技術WGでは、映画団体、アニメ系の団体、日本映画・テレビ録音協会、衛星放送協会、JAVCOM、レコード協会などに対しても精力的に説明会を行っています。

今後、説明会チームとして、フリーのMAミキサー、効果音制作会社さん、音楽プロなどへの周知も進めてまいります。

より具体的な運用基準についても引き続き民放連と三団体で検討を致します。

今回のラウドネス規準は番組とCMの音質向上に必ずや寄与すると、常に積極的に考えております。皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

【参考資料】 JAC TV-CMラウドネス新基準解説DVD 内容

【TV-CMラウドネス新基準解説DVD 内容】

○TV-CMラウドネス新基準解説

ラウドネスの歴史・ラウドネス新基準施行背景からラウドネス運用方法についての詳細を解りやすく解説しています。

○ミクサーインタビュー集

- ・ 村越宏之(イマジカ)
- ・ 大平雅之(レッドヒノレ)
- ・ 武石格(デジタルエッグ)
- ・ 橋本裕子(デジタル・ガーデン)
- ・ 野村弘(フリー)

○サンプルCM集(4種類)それぞれの「VU MIX」「VU MIX 放送局調整想定」「ラウドネス適合」による音の違いをお聞きいただけます。

JAC事務局

<http://www.jac-cm.or.jp/>

〒105-0004 東京都港区新橋2-13-5鈴木ビル4 F

03-5510-0727 FAX 03-5510-3178

詳細は購入申込書をご覧ください。



【参考資料】これまでの説明会等

2011年

- 5月 民放連技術基準
「テレビ放送における音声レベル運用規準」策定
- 10/31 アドバイザーズ協会電波員会にて説明会実施。
『テレビ放送における音声レベル運用規準の適用について』 説明者：民放連・日本広告業協会
- 11/14 民放連・日本広告業協会
『テレビCM搬入基準における「音声レベル運用規準」の適用について』
を決定。
- 12/8 民放連会員への各社説明会
- 12/22 日本広告業協会・JAC・JPPA主催(協力民放連)にて
会員社向け説明会実施@東京

※3団体説明会を、1/30@大阪 3/8@名古屋でも実施。

2012年

- 3/22 アドバイザーズ協会電波委員会説明会
『テレビCM音声レベル運用規準の適用について』 説明者：民放連・日本広告業協会
- 4/27 日本広告業協会・JAC・JPPA 三団体で音声レベル運用規準遵守文書を発表
- 5/22 JAC・JPPA共催による説明会(CM制作会社57社、音楽制作会社27社参加)

【参考資料】 音声レベル運用規準遵守文書

平成24年4月27日

一般社団法人日本広告業協会
一般社団法人日本アド・コンテンツ制作社連盟
一般社団法人日本ポストプロダクション協会
会員社各位

音声レベル運用規準（ラウドネス）について

本年10月から運用が開始される「音声レベル運用規準（ラウドネス）」につきまして、日本広告業協会、日本アド・コンテンツ制作社連盟、日本ポストプロダクション協会は、これを遵守すべく会員社への周知活動を行っております。

さて、その平均ラウドネス値「 -24.0 LKFS 」は、運用上、 $\pm 1.0\text{ dB}$ の許容範囲を持っておりますが、三団体においては、この許容範囲はあくまでも生放送を含む番組に対する許容範囲という認識でおります。

したがって、ステレオ/モノラルCM制作においては、そのターゲットラウドネス値である「 -24.0 LKFS 」を上限として遵守していきたいと考えており、このたび三団体共同で、この文書を三団体の会員各社へお送りすることと致しました。ぜひご理解いただきご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

（※）但し5.1chサラウンドCMの場合は、T032-2011の4.2.1-②項に準拠して下さい。